

「岐阜県ふるさと教育表彰」表彰規定（概要）

岐阜県教育委員会

1 目的

本県では、清流の国ぎふ憲章に基づき、第2次岐阜県教育ビジョンの5つの基本目標の中で「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」を示し、ふるさと教育の推進に努めている。平成22年度からは「ふるさと教育週間」を設定し、全ての公立幼稚園及び学校においてふるさと教育の実践に取り組んできた。

こうした中、児童生徒が、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それらを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする意欲や態度を育む「ふるさと教育」の実践を表彰することを通して、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を一層高め、地域に根ざし地域の特色を生かした教育について普及・啓発を図る。

2 対象

県内全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

3 方法

「優秀賞」（複数校）、「奨励賞」（複数校）及び「郷土愛あふれる学校賞」を設け、優れた学校の実践に対して、岐阜県教育委員会教育長名で表彰状等を授与する。

優秀賞：ふるさと教育を推進し、特に他の模範となるような顕著な活動や取組を実践していると認められた学校

奨励賞：ふるさと教育の趣旨を踏まえ、地域を活動の場とし、継続的な取組を実践したり新たな発想で地域に根ざした教育を開拓したりしていると認められた学校

郷土愛あふれる学校賞：

ふるさと教育表彰の優秀賞（H19～24年度は推進賞）を過去5回受賞し、継続的にふるさと教育を推進している学校

応募校については、「優秀賞」「奨励賞」「郷土愛あふれる学校賞（仮称）」を受賞しなかつた学校も含め、全ての学校を「ふるさと教育実践校」に認定し、取組内容等の一覧を岐阜県のホームページに掲載するなどして、県内への普及・啓発を図る。

4 選考

各学校が提出する「実践報告書」及び必要に応じて提出する「参考資料」を基に、県教育委員会が選考する。

選考は以下の観点により行う。

（1）ねらい

- ・発達の段階や題材の特性を踏まえ、ふるさとに対する誇りと愛着を育む上で身に付けさせたい資質、態度等が明らかになっている。

（2）題材

- ・地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境、歴史的な出来事や発展に尽くした先人等の歴史、伝承されている芸能や民話、風習等の文化、農林、水産、伝統工芸等の地場産業、地域との積極的な関わりをつくる活動等、地域の特色ある題材が取り上げられている。

（3）取組

- ・地域住民との関わりを深め、施設等の様々な教育資源を適切に活用しながら、体験的、課題解決的な学習を実践している。
- ・地域の人たちとの絆を深め、よりよいふるさとをつくろうと積極的に取り組む活動を実践している。

（4）児童生徒の主体的な取組と変容

- ・児童生徒に、地域の自然や文化等を守り、受け継ぎ、発展させていくとする意欲が喚起され、地域社会に貢献する具体的な活動が実践されている。

（5）その他

- ・上記の学習を複数年にわたって継続したり、新たな視点から取り組んだりするなど、学校の特色ある教育活動として工夫改善を重ねながら実践している。